

<p>① 件 名</p>
<p>石巻市小学校入学祝金支給事業の拡充について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 石巻市小学校入学祝金支給事業については、平成29年度から宮城県小学校入学準備支援事業補助金を活用して、第3子以降の子が小学校に入学する際に、入学祝金として30,000円を支給しているが、子育てで最も負担感が大きいとされる教育費への経済的支援の更なる拡充が求められている。</p> <p>【目的】 第2子以降の子を監護する保護者等に対して小学校入学祝金を支給することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 宮城県小学校入学準備支援事業補助金交付要綱 石巻市小学校入学祝金支給要綱（平成29年3月27日告示第116号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成29年3月 宮城県小学校入学準備支援事業補助金交付要綱の制定 石巻市小学校入学祝金支給要綱の制定 (いずれも平成29年4月1日施行)</p> <p>4月 小学校入学祝金申請受付 ～5月</p> <p>6月 小学校入学祝金を保護者に対して支給</p> <p>11月 総合計画実施計画策定（平成30年度～平成32年度） 小学校入学祝金支給事業（新規掲載）</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1. 第2子以降の子が小学校に入学する年の5月1日に市内に住所を有する保護者等に対して入学祝金を支給する。</p> <p>2. 入学祝金の額は、子1人につき3万円とする。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 対象児童の入学先は、国公立・私立学校の別は問わず、市内に在住するすべての児童を対象とする。</p> <p>(2) 生活保護受給世帯，就学援助費受給世帯についても，併給を可能とする。</p> <p>(3) 対象世帯に対する所得制限は設けない。</p> <p>(4) 対象児童の兄弟の年齢による制限は行わない。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

子育て家庭等における経済的負担が軽減されることにより、少子化対策の推進が図られる。

【市財政への負担】

1. 平成30年4月に小学校入学予定の児童数
1,026名
2. 平成30年度小学校入学祝金の支給の対象者数（推計）
第2子 373名（36.35%）
第3子以降 169名（16.40%）
計 542名（52.75%）
3. 入学祝金の総額（平成30年度当初予算額）
第2子 11,640,000円
第3子以降 5,160,000円
計 16,800,000円
4. 入学祝金支給事業費の財源内訳
県補助金 2,580,000円（補助率1/2、補助対象：第3子以降）
市負担額 14,220,000円

【参考】

平成29年度小学校入学祝金の支給総額（対象者）
第3子以降 4,860,000円（162名）
県補助金 2,430,000円
市負担額 2,430,000円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の他市では、平成30年度においても第3子以降の子に対して祝金等を支給する。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 石巻市小学校入学祝金支給要綱の改正（平成30年4月1日施行予定）
5月 申請受付開始

⑨ その他